

【航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する件】

航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第百九十四条第一項第七号及び同条第二項第二号の規定に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成十三年国土交通省告示第千九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十七日 国土交通大臣 馬淵 澄夫

第一条第三項中「をいい、航空機による輸送のみに使用される航空機用コンテナ(ULD)を除く」を「(第九項に規定する航空機用ULDを除く。)をいう」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 この告示において「航空機用ULD」とは、航空機用コンテナ、ネット付き航空機用パレット又はネット付き航空機用イグルーパレットをいう。

第二条第六号ロを次のように改める。

ロ 一の航空機に積載するプルトニウムの質量が一キログラム以下であって、かつ、当該プルトニウムのうち核分裂性核種の質量の合計が当該プルトニウムの質量の二〇パーセント以下のもの。ただし、専用積載で輸送する場合に限る。

同号ハ中「ベリリウム」の下に「(質量が当該核分裂性物質の質量の〇・一パーセントを超えない場合を除く。)」を加える。

第二十二条第八項を次のように改める。

8 放射性輸送物、オーバーパック又は第二十五条に規定する低比放射性物質等が収納されている航空機用ULDであって非開放型の構造を有するものを輸送する場合(L型輸送物のみを輸送する場合を除く。)にあつては、当該航空機用ULDの表面

の少なくとも二側面にこれらを収納していることを適切な方法で表示しなければならない。

第三十条中「爆発物等の輸送基準」の下に「等」を加える。

別表第二中

「	35	<sup>82</sup> Br	$4 \times 10^{-1}$	$4 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^1$	$1 \times 10^6$	」を
「	35	<sup>82</sup> Br	$4 \times 10^{-1}$	$4 \times 10^{-1}$	$1 \times 10^1$	$1 \times 10^6$	」に改める。
	36	<sup>79</sup> Kr	$4 \times 10^0$	$2 \times 10^0$	$1 \times 10^3$	$1 \times 10^5$	

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。